

公益財団法人日本スポーツ協会
令和2年度第3回理事会議事録

日 時 令和2年11月12日(木) 14:00~15:00

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12階 日本スポーツ協会大会議室
※Web会議を併用

出席者

<理事>

伊藤雅俊会長、遠藤利明、草野満代の両副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三、ヨーコゼッターランド、森岡裕策の各常務理事、根本光憲、山下泰裕、平田竹男、坂元要、今井純子、鳥羽賢二、具志堅幸司、長島昭久、宇津木妙子、中谷行道、山倉紀子、坂本和彦、小野力、茅野繁巳、石川恵一朗、永井邦治、河村祐一、高井信一、牧和志の各理事

<監事>

比留間英人

理事総数27名、うち出席26名(会場10名、Web会議16名)で、定款第37条に基づき理事会成立。

定款第34条により、伊藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第1号 令和2年度第1次補正予算について (森岡常務理事)

令和2年度予算は、令和元年度第6回理事会(令和2年3月16日付決議の省略)にて承認を得ているが、新型コロナウイルス感染症の影響等による事業の中止や、令和2年度第2回理事会(令和2年7月16日付決議の省略)において承認を得た「アクティブ・チャイルド・プログラムを活用した運動遊び促進事業」と「スポーツ活動継続サポート事業」の2つの新規事業の追加を踏まえ、第1次補正予算を編成した。

第1次補正予算編成の主な内容として、経常収益では、新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ少年団登録者数が減少したことによる登録料の減額、また諸事業が中止になったことにより参加料、協賛金、補助金、助成金、負担金の減額を計上した。また、新型コロナウイルス感染症対応の上記2つの新規事業を追加したことに伴い国庫補助金を増額計上した。

経常費用では、新規事業の事業経費を増額計上、本年度から運用を始めたスポーツ少年団登録システムに係る改修費等を増額計上した。

経常外収益では、本年度に予定していた東京都からの物件移転補償金を令和元年度決算に計上したことにより、当該額分を減額計上した。

以上により、経常収益の合計額は現行予算額に対し、40億4千9百32万4千円増の84億1千8百9万1千円を計上し、経常費用の合計額は現行予算額に対し、40億

8千6百91万7千円増の89億9千9百35万円を計上した。

また、経常外収益の合計額は現行予算額の全額にあたる5億4千1百92万7千円が減額となることから、計上額は0円となる。

結果、正味財産期末残高の合計額は現行予算額に対し、3億4千9百85万円増の127億2千2百56万円を計上した。

なお、「スポーツ活動継続サポート事業」については、執行額が予算額を大幅に下回る可能性があるため、今後の執行状況を踏まえ、第2次補正予算を編成し、令和3年3月に開催する第4回理事会において審議いただく予定とする。

以上について諮り、出席理事全員一致で可決された。

第2号 服務規程の改定について

(泉副会長兼専務理事)

当協会では、新型コロナウイルスの感染症拡大防止を目的とし、職員の在宅勤務と早出遅出出勤を実施しているが、在宅勤務等に係る規程を制定していないため、暫定的に「テレワークおよび時差出勤勤務に関するルール」を作成し、運用している。

この度、新型コロナウイルス禍以降も、引き続き、早出遅出出勤とテレワーク勤務を継続実施できるよう、服務規程の改定を行うこととする。

はじめに、勤務時間について、現在、第7条により、始業は午前9時30分、終業は午後5時30分としており、業務の都合によりやむを得ない場合は、第8条に基づき始業、終業時刻を変更できると規定している。

今後は、都合による早出遅出勤務を認めることとし、9つの勤務シフトの中から始業時刻、終業時刻を選んで勤務することができる案とした。

次に、第20条3項を追加し、テレワーク勤務については別に定める旨を明記した。

さらに、各条項の細部の字句の修正について、伊藤会長と泉副会長兼専務理事に一任する旨を諮り、出席理事全員一致で可決された。

第3号 テレワーク勤務規程の制定について

(泉副会長兼専務理事)

当協会では、新型コロナウイルス禍における在宅勤務を経験した結果、職員のワークライフバランスの効用と事業継続性の観点からも事務局以外の場所で勤務可能な体制を整えておく必要性を実感した。

また、明年に控える東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、公共交通機関の混雑緩和等を狙い、テレワーク勤務や時差出勤の推奨が行われている。

よって、第2号議案で承認された服務規程の改定に基づき、テレワーク勤務規程を新たに制定する。規程案は、厚生労働省が提示するテレワークモデル就業規則を参照し、当協会用アレンジして作成した。

第1条（目的）については、事務局の一層の就業環境の向上と職員のワークライフバランスの実現、さらには事業の継続性を高めるとした。

第2条（定義）では、テレワーク勤務を行う場所として、職員の自宅または自宅に準じる場所（自宅近隣に実家がある場合を想定）とした。一般的にテレワーク勤務に

は、遠隔勤務用の施設で働くサテライトオフィス勤務、移動中やカフェなどを就業場所とするモバイル勤務もあるが、当協会ではセキュリティ保護の観点から在宅勤務のみとした。

第3条(対象者)は、テレワーク勤務を希望する者、執務環境、セキュリティ環境、家族の理解が適正の者、本会が認めた者とし、第2項では、災害、感染症の流行等、社会的要請の場合には、職員が希望しない場合でもテレワーク勤務の対象者としてとすることができるとした。

第6条(勤務時間、休憩時間及び労働時間)では、第3項において、災害や感染症の流行などの場合を除き、テレワーク勤務は週2日までとする上限を設けた。

施行日については、附則において、本理事会と同日の令和2年11月12日とした。

さらに、各条項の細部の字句の修正について、伊藤会長と泉副会長兼専務理事に一任する旨を諮り、出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

(1) 令和3年度国庫補助金概算要求について (森岡常務理事)

当協会第2回理事会(令和2年7月16日付決議の省略)において、伊藤会長に一任されていた令和3年度国庫補助金概算要求については、令和2年度内定額に対し、5億2千5百46万円増の10億4千33万1千円とした。内訳は次のとおり。

- ・スポーツ指導者養成：1億7千1百20万6千円(前年同額)
- ・アジア地区スポーツ交流：3億3千8百66万8千円(前年同額)
- ・海外青少年スポーツ振興：4百99万7千円(前年同額)
- ・新しい生活様式における地域のスポーツ環境の基盤強化：2億円(新規)
 - *新しい生活様式に対応した、安全安心なスポーツの機会を地域住民に提供できるよう、総合型地域スポーツクラブを中心として地域のスポーツ環境の基盤強化に対する支援を行う。
- ・子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン：3億2千5百46万円(新規)
 - *全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において、アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)等を活用しながら、新しい生活様式に対応した子どもが安心・安全に楽しく気軽に運動遊びに親しめる機会を創出し、子どもの運動不足の解消を図る。

また、予算規模及び内定のスケジュールについては、スポーツ庁と財務省との予算折衝が継続実施され、令和2年12月下旬には内定となる。

この他、JKA(競輪公益資金補助)、スポーツ振興基金、スポーツ振興くじ(toto)及び日本馬主協会連合会の補助金・助成金については、引き続き関係機関と調整を図る。

(2) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査委員会の設置について

(森岡常務理事)

令和2年度第2回理事会（令和2年7月8日付報告の省略）において、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員会の委員長については、委員の互選としているため、決定後あらためて報告することとしていたが、令和2年8月3日開催の第1回委員会において、委員長に弁護士の菊地裕太郎氏、副委員長に学識経験者の松尾哲矢氏を選出。また同委員会では、委員会の下で調査を行う予備調査チームの調査員を選任した。

適合性審査については、現在、対象団体からの提出資料に基づき、弁護士、公認会計士、学識経験者で構成する予備調査チームによる書面調査とヒアリングを行っているところであり、最終的な審査結果の決定については、審査委員会からの答申に基づき、令和3年4月開催の第1回理事会にてご審議いただくことを予定している。

また、今年度審査対象となっていない中央競技団体については、令和3年3月末日までに、ガバナンスコードの遵守状況について、各団体のホームページ等で公表することとなっている。

(3) 日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018 の進捗について

（泉副会長兼専務理事）

スポーツ推進方策 2018 では、本方策の着実な実施を目指し、各施策の進捗を理事会において半期ごとに把握し、必要な措置を講じることとしている。2020年度上期の終了に伴い、各委員会において進捗・達成度を評価いただいた。

全体として、新型コロナウイルス感染症拡大により、鹿児島国体や日本スポーツマスターズをはじめとする各種事業が中止となったことが、評価に大きな影響を及ぼす結果となり、「評価作業の段階で進捗を適切に評価できない」とされた26の施策を評価保留としたことにより、進捗評価において順調に進んでいることを示すA以上の評価は前期比で17ポイント減少（31.9%）、遅れを示すBの評価は9.3ポイント増加する結果となり、遅れが出ていることが明らかとなった。

達成度評価については、各種事業の中止により、2022年度の目標を達成していることを示す4以上の評価となった施策数の増は4つに留まった。

多くの施策が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、進捗に遅れが発生している一方で、オンライン講習会等の新たな取組も進んでいることから、状況に応じ各種取組を進めていくことを期待する。

下期の進捗については、令和3年4月開催の第1回理事会で報告する。

(4) スポーツイノベーションに向けた取組について

（泉副会長兼専務理事）

当協会は、「スポーツと、望む未来へ。」のコーポレートメッセージのもと、「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現に向けて、2018年に策定したスポーツ推進方策に基づき、各種事業を推進している。

このような中、新型コロナウイルス感染症拡大は、社会のしくみや経済活動に大きなインパクトを与え、国民の日常生活様式そのものを大きく変えることとなった。

スポーツ界においては、東京オリンピック・パラリンピックの延期をはじめ、加盟団体や各地域でスポーツ振興に取り組む様々な団体の活動にかつてない影響が及ん

でいる一方で、外出自粛や他者との接触が制限されたことによって、改めて、身体を自由に動かすことから得られる「楽しさ」や「気持ちよさ」を実感し、スポーツが人々の生活に欠かすことのできない存在であることを再確認することができた。

予測不能な変革が求められる時代において、日本スポーツ界を牽引する組織として、自ら公表した「スポーツ宣言日本」が目指す「公正と福祉、環境と共生、平和と友好」の実現に向けた取組を加速させるため、自立的・安定的・発展的に事業を推進できる財政基盤の確立に向けて、イノベーションによる収益力の向上に取り組む。つまり「イノベーションの果実で、スポーツ宣言が目指す社会の実現を加速する」ことを目指す。

具体的な取組はイノベーション 3 本柱として掲げている。「①新たな価値の創造、新たな収益モデルの開発」は新規事業の創出であり、総合企画委員会にて検討を進める。「②既存コア事業の拡充、収益力の強化」については、各委員会において検討、「③安定的財源の確保」については資産運用を中心とした内容であり、財務委員会において検討を進める。

また、本取組の実施体制については、執行役員・幹部職員による強力なリーダーシップのもと、事務局内に部長級以上の職員によるプロジェクト会議を設置し、特に①②については外部のコンサルティング会社の協力を得ながら進めている。

今後、令和 3 年 1 月までに事業計画をまとめ、同年 3 月の第 5 回理事会において、新規事業の承認を得る予定。

(5) 令和 2 年秋の叙勲・褒章について (草野副会長)

令和 2 年秋の勲章・褒章は 11 月 3 日に受章者がそれぞれ発表された。

勲章受章者については、当協会から勲章候補者として 2 名を推薦した結果、元日本オリンピック委員会副会長、元日本ハンドボール協会副会長の市原則之氏が旭日小綬章を、現日本バドミントン協会理事の高橋英夫氏が旭日双光章を受章された。

褒章受章者については、当協会から褒章候補者として 1 名を推薦した結果、現日本サッカー協会会長の田嶋幸三氏が藍綬褒章を受章された。

(6) 新型コロナウイルス感染症に係る各事業の対応状況について (根本理事)

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当協会の多くの事業が中止・延期・もしくは開催形態を変更しての実施となっている。各事業の対応状況については、資料のとおり。

2. 国民体育大会関係 (大野常務理事)

・開催申請書提出順序了解県の開催年の変更について

令和 2 年 10 月 8 日開催の第 3 回臨時理事会において、鹿児島国体の延期の経緯について報告するとともに、令和 5 年、2023 年に特別国民体育大会を鹿児島県で開催することを決定した。併せて、令和 5 年以降に開催予定としていた各大会を基本的に 1 年順送りすることとし、令和 6 年の開催地として佐賀県を決定、令和 7 年の開催地として滋賀県、令和 8 年の開催地として青森県を内定している。

令和5年以降の大会を基本1年順送りとしたことにより、既に開催申請書提出順序了解県となっている、宮崎県、長野県、群馬県、島根県の4県の開催年を1年順送りと変更することについて、令和2年10月15日開催の第2回臨時国体委員会にて承認された。

なお、2033年の開催申請書提出順序了解県となっている鳥取県については、開催年が2029年の島根県から4年空いていることもあり、今後さらなる調整が必要なため、鳥取県の取扱いについては、国体委員会において大野委員長に一任とした。

また、2030年は奈良県、2031年は山梨県、2032年は沖縄県が、東・中・西地区、さらに各ブロック間において調整を行い、開催要望をする合意がなされているが、現段階ではまだ開催要望が行われていない状況である。

しかしながら、この3県についても1年順送りとし、開催年を変更する方向で、今後取り進める。

3. 国際交流関係 (森岡常務理事)

・第26回日韓スポーツ交流について

令和4年度に実施する第26回日韓スポーツ交流のうち、青少年夏季スポーツ交流は香川県で派遣・受入を、成人交歓交流は日本スポーツマスターズ2022の開催地が岩手県に決定したことにより、岩手県で派遣・受入を行う。

4. 日本スポーツマスターズ関係 (坂元理事)

・日本スポーツマスターズ2021岡山大会の日程および競技会場について

日本スポーツマスターズ2021岡山大会の全13競技会の日程、会場地及び競技会場について、岡山県と当該競技団体において調整を行い、岡山大会実行委員会設立総会(令和2年7月1日付書面表決)において決定した。

なお、日程及び競技会場については、日本スポーツマスターズ委員会において決定する事項であるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、岡山県実行委員会の設立と日程・競技会場に関する協議が遅れていたため、本来の承認手続きとは順序が異なるものとなったが、岡山県実行委員会での決定事項を日本スポーツマスターズ委員会として承認する旨は、第1回日本スポーツマスターズ委員会(令和2年6月16日付文書決議)において事前に了承を得ていた。

5. スポーツ指導者育成関係 (根本理事)

・公認スポーツ指導者等表彰について

令和2年10月13日に開催した指導者育成委員会にて、令和2年度公認スポーツ指導者等表彰要項に基づき、都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体並びに当協会指導者育成委員会から推薦された指導者等について審査した結果、第1号「永年表彰」178名(指導者160名、スポーツドクター18名)、第2号「優秀選手育成賞」28

名、第3号「若手指導者奨励賞」1名、第5号「特別功労表彰」2名の計209名を表彰する。

表彰式は、例年、公認スポーツ指導者全国研修会の際に挙行しているが、新型コロナウイルス感染症対応として、同研修会をオンライン開催とするため、本年度は挙行しないこととし、表彰状の授与は各推薦団体にて適宜、実施するよう依頼している。

6. その他

(森岡常務理事)

・スポーツ振興くじの販売促進協力について

令和元年度のスポーツ振興くじ(toto)売上げについては、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、Jリーグの試合が中止されたことで、くじが不成立、または販売中止となり、売上金額938億円と前年より減少となった。

令和2年度の売上げは、目標の970億円に対し、令和2年10月16日現在、476億円であり、昨今のくじ市場全体の低迷や、コロナ禍の社会情勢を勘案すると、本年度の売上げも厳しい予測状況となっている。

平成14年度から始まったスポーツ振興くじ助成金は、今日まで累計約2,000億円以上となっており、我が国のスポーツの普及・振興にとって貴重な財源であり、スポーツ界全体で販売促進、売上げ増に協力していく必要がある。

また、スポーツ振興投票法改正の動きも具体化しており、スポーツ議員連盟では、令和2年10月26日から開催されている臨時国会に改正案を提出し、成立を目指している。

<主な改正内容>

- ・スポーツ振興助成の対象を拡大し、災害や感染症発生時の支援等を追加
- ・バスケットボールを対象競技に追加
- ・観戦しながら予想を楽しめる新商品として、単一試合の結果を予想する商品など新商品を導入

当協会としても、令和2年10月20日に、スポーツ議員連盟に対し、法改正の早期実現について、要望書を提出した。

以上を報告し、各理事に対し、法改正及びスポーツ振興くじ販売促進の協力を依頼した。

(遠藤副会長)

- ・スポーツ振興投票法改正の一番のポイントは、バスケットボールを対象競技に追加したことである。また、不正行為を防ぐ対策を取ることとした。さらに、収益の用途として、地域スポーツ振興のための環境整備(施設・設備・医療サービス)についても盛り込んでいる。
- ・役員各位においては、totoの売上向上に協力いただきたい。

最後に、各議案に関連して以下の質疑応答が行われた。

(永井理事)

- ・新型コロナウイルス感染症が再拡大しているが、第 76 回冬季国体の開催検討状況はいかがか。

(大野常務理事)

- ・第 76 回冬季大会については、本大会と比較して参加人数が少なく競技毎に開催地が分散していることから、現時点では予定どおり開催する方向である。先日開催した国民体育大会委員会において、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する新たな対策方針を決定し、各都道府県体育・スポーツ協会等へ協力依頼をしたところである。感染リスクをゼロにはできないが、対策を徹底し、関係者の協力を仰ぎながら準備を進めてまいりたい。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 00 分に閉会。